

CO・OP 共済にご加入の皆さま

この度の地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

ケガにより、ご入院やご通院をされた場合は、共済金のご請求が可能です。

また住宅や家財に被害があった場合、被害の程度により共済金・見舞金のお支払いができる場合があります。詳細は、コープ共済ホームページまたは下記にご連絡ください。

● 《学生総合共済》にご加入の方

<ケガなどをされた場合>

ケガの通院、入院・手術などが対象です。

射水購買サービスカウンター・マイページ（Web 申請）・コープ共済センターにてご申請いただけます。

<住宅や家財の損壊があった場合>

地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって異常災害見舞金規則により見舞金をお支払いいたします。

※居住している住宅および家財の損害額が 20 万円以上の場合に対象となります。

※1 世帯に 1 回のお支払いとなります。

※全壊・全焼/半壊・半焼/流失/一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規則に沿って行います。

【詳しくは下記までお問い合わせください。】

《学生総合共済 G1200 コース等》にご加入の方

0120—16—9431 月～土(祝日営業) 9～18 時 ※年末年始休み

《生命共済 BF 型、AF 型等》にご加入の方

0120—335-770 月～土(祝日営業) 9～18 時 ※年末年始休み

※災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください。

「共済金で代金は全額支払われる」「共済金請求を代行する」などといって修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約などに応じないでください。

学生総合共済ひとり暮らし特約にご加入の皆さま

地震を直接の原因として発生した被害については、保障外となります。

なにとぞご了承くださいませ。

富山県立大学生協

メール：coop@pu-toyama.coop

電話：0766-56-8824